

## 関係する国の通知（令和2年度）

- ・「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」の一部改正について ……1
- ・「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」の一部改正  
について ……………9
- ・令和2年3月9日障害保健福祉関係主管課長会議資料から抜粋  
(新規事業関係) ……………18

障 発 0324 第 7 号  
令和 2 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
市 区 町 村 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」  
の一部改正について

今般、「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」（平成 30 年 4 月 9 日障  
発 0409 第 8 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改  
正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・市区町村におかれては、適切な事業実施にご協力願いたい。

障 発 0409 第 8 号  
平成 30 年 4 月 9 日  
一部改正 障 発 0324 第 7 号  
令和 2 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

発達障害児者及び家族等支援事業の実施について

平成 28 年 8 月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 64 号) による改正後の発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行うよう努めることとなった。

これにより、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、発達障害者及びその家族への支援を強化するため、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、市区町村におかれては、関係機関への周知及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

## 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱

### (1) 目的

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。

### (3) 事業内容

都道府県等は、

以下の①から⑤に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。

#### ① ペアレントメンター養成等事業

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。

また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。

#### ② 家族のスキル向上支援事業

保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。

③ ピアサポート推進事業

発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。

また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。

④ 発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組を行うこと。

なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う専任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望ましい。

⑤ その他の本人・家族支援事業

発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から④以外の家族支援プログラム等を実施する。

(4) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

別紙 「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」

(平成 30 年 4 月 9 日障発 0409 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

新旧対照表

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱</p> <p>(1) 目的                      ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</p> <p>(2) 実施主体                      本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 事業内容                      都道府県等は、以下の①から⑤に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱</p> <p>(1) 目的                      ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</p> <p>(2) 実施主体                      本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 事業内容                      都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p>

<p>① ペアレントメンター養成等事業</p> <p>発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。</p> <p>また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② 家族のスキル向上支援事業</p> <p>保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p> <p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ ピアサポート推進事業</p> <p>発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保</p>	<p>① ペアレントメンター養成等事業</p> <p>発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。</p> <p>また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② 家族のスキル向上支援事業</p> <p>保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p> <p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ ピアサポート推進事業</p> <p>発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等</p>
--	--

<p>護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ <u>発達障害者等青年期支援事業</u></p> <p><u>発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組みを行うこと。</u></p> <p><u>なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができるところを確保するとともに、コーディネート等の役割を担う専任の職員を配置すること。</u></p> <p><u>利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望ましい。</u></p> <p>⑤ その他の本人・家族支援事業</p> <p>発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から④以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助</p> <p>国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付</p>	<p>が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ その他の本人・家族支援事業</p> <p>発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助</p> <p>国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付</p>
<p>護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ <u>発達障害者等青年期支援事業</u></p> <p><u>発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組みを行うこと。</u></p> <p><u>なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができるところを確保するとともに、コーディネート等の役割を担う専任の職員を配置すること。</u></p> <p><u>利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望ましい。</u></p> <p>⑤ その他の本人・家族支援事業</p> <p>発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から④以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助</p> <p>国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付</p>	<p>が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ その他の本人・家族支援事業</p> <p>発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助</p> <p>国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付</p>



<p>の対象とならない。</p> <p>ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用</p> <p>イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用</p> <p>ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>	<p>の対象とならない。</p> <p>ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用</p> <p>イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用</p> <p>ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>
--	--

障 発 0324 第 8 号  
令 和 2 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」  
の一部改正について

今般、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」（平成 28 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。  
各都道府県・指定都市におかれては、適切な事業実施にご協力願いたい。

障発 0330 第 16 号  
平成 28 年 3 月 30 日  
一部改正 障発 0409 第 10 号  
平成 30 年 4 月 9 日  
障発 0327 第 24 号  
平成 31 年 3 月 27 日  
障発 0507 第 4 号  
令和元年 5 月 7 日  
障発 0324 第 8 号  
令和 2 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

## かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

### (1) 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ」、「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ」、「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ」をいう。以下「国の研修」という。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

### (3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

### (4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、国の研修を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。

### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診

の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(様式1)

(例)	第 (名簿とリンクさせる) 号
	修了証書
	氏名
あなたは(自治体名)が実施した発達障害かかりつけ医等対応力 向上研修を修了したことを証します	
令和 年 月 日	実施主体の長など ○ ○ ○ ○

別紙 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」

(平成 28 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p>(1) 目的</p> <p>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修(国立精神・神経医療研究センターで実施している「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ</u>」、「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ</u>」、「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ</u>」をいう。以下「<u>国の研修</u>」という。)の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 研修対象者</p> <p>各都道府県及び指定都市管内で勤務(開業を含む)する医療従事者等とする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p>(1) 目的</p> <p>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修(国立精神・神経医療研究センターで実施している「<u>発達障害地域包括支援研修：早期支援</u>」、「<u>発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療</u>」、「<u>発達障害支援医学研修</u>」をいう。以下同じ。)の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 研修対象者</p> <p>各都道府県及び指定都市管内で勤務(開業を含む)する医療従事者等とする。</p>

<p>(4) 研修内容</p> <p>研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。</p> <p>その際、<u>国の研修を踏まえた</u>、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。</p> <p>なお、<u>地域の実情に</u>応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。</p> <p>(5) 受講の手続き等</p> <p>実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。</p> <p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式の例を参考に修了証書を交付することができる。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。</p> <p>なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者</p>	<p>(4) 研修内容</p> <p>研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。</p> <p>その際、<u>国で実施した「発達障害地域包括支援研修：早期支援」</u>、<u>「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」</u>、<u>「発達障害支援医学研修」</u>を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。</p> <p>なお、<u>地域の実情に</u>応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。</p> <p>(5) 受講の手続き等</p> <p>実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。</p> <p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式の例を参考に修了証書を交付することができる。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。</p> <p>なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者</p>	<p>(4) 研修内容</p> <p>研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。</p> <p>その際、<u>国で実施した「発達障害地域包括支援研修：早期支援」</u>、<u>「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」</u>、<u>「発達障害支援医学研修」</u>を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。</p> <p>なお、<u>地域の実情に</u>応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。</p> <p>(5) 受講の手続き等</p> <p>実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。</p> <p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式の例を参考に修了証書を交付することができる。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。</p> <p>なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者</p>	<p>(4) 研修内容</p> <p>研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。</p> <p>その際、<u>国で実施した「発達障害地域包括支援研修：早期支援」</u>、<u>「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」</u>、<u>「発達障害支援医学研修」</u>を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。</p> <p>なお、<u>地域の実情に</u>応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。</p> <p>(5) 受講の手続き等</p> <p>実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。</p> <p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式の例を参考に修了証書を交付することができる。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。</p> <p>なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者</p>
--	---	---	---



の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

様式 1 (略)	様式 1 (略)
----------	----------

## 14 発達障害者支援施策の推進について

### (1) 青年期の発達障害者にかかる支援の促進について

発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。

学校卒業後 18 歳を過ぎると放課後等デイサービスといった地域生活の支援施策が整備されていないことから、令和 2 年度予算案では、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを推進することとしている。

また、ピアサポート推進事業においては、同じ悩みを持つ本人同士や、保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供等を推進することとしている。

各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いしたい。【関連資料 1】

### (2) 巡回支援専門員整備事業の拡充について

障害の早期発見・早期対応のため、発達障害等に関する知識を有する専門の職員が保育所や放課後児童クラブ等子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、施設のスタッフや親に対し、助言等を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施している。

令和 2 年度より、更に発達の気になる子などに対して継続的な支援を行えるよう個別に家庭訪問を行う等の取組みについても本事業の対象とすることとしている。

各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いする。【関連資料 2】

### (3) 発達障害児者とその家族等を支える地域支援体制の充実について

発達障害の早期発見・早期対応を行い、発達障害児者及びその家族に長く寄り添い支援をしていくためには、地域の身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備していくことが重要である。

各市町村で実施される乳幼児健診の場や(2)の巡回支援専門員を活用し、早期発見等に努めるとともに福祉・医療・保健・教育等各分野が連携し、障害の特性にあった適切な発達支援ができるよう体制を整えていただきたい。

また、発達障害の初診待機の長期化が課題となっていることを踏まえ、都道府県の拠点医療機関や発達障害に関する地域の専門医療機関（小児科や精神科）がかかりつけ医等地域の医療機関に対し必要に応じて実地研修や指導・助言等を行う等積極的に連携を行うことが望まれる。

市町村独自に資源を整備できない場合などは、都道府県が設置する発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャー、あるいは圏域で設置された児童発達支援

センターが中心となり、近隣の市町村の社会資源を活用できるようコーディネート等を行うことで、比較的小規模な自治体においても必要な支援が届くよう人材確保のための研修等の開催を含めた体制整備を推進していくことが期待される。

各都道府県において、管内市町村の支援体制の充実に向けた支援をお願いしたい。

【関連資料 3】

#### (4) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2020・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」等を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載しているため、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるよう積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 (公式サイト)

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

【関連資料 4】

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「**発達障害者等青年期支援事業**」を本事業に位置づけることで、**発達障害者等の青年期の居場所作り等**を行い、**社会から孤立しない仕組み作り**を行う。

## ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

## 家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

## ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

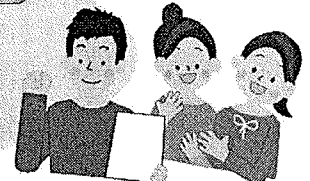
## その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



## 発達障害者等青年期支援事業【拡充】

### 発達障害者等の青年期の居場所作り等



### 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱 改正案について

○発達障害児者及び家族等支援事業の実施について（平成30年4月9日障発0409第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」新旧対照表（案）

新	旧
(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱	(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱
(1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。	(1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。
(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。	(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。

<p>(3) 事業内容 都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p> <p>① <u>ペアレントメンター養成等事業</u> 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。 また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② <u>家族のスキル向上支援事業</u> 保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p>	<p>(3) 事業内容 都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p> <p>① <u>ペアレントメンター養成等事業</u> 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。 また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② <u>家族のスキル向上支援事業</u> 保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p>
--	--

<p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ <u>ピアサポート推進事業</u> 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。 また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ <u>発達障害者等青年期支援事業</u> <u>発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組を行うこと。</u> <u>なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う専任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望まし</u></p>	<p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ <u>ピアサポート推進事業</u> 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、<u>兄弟同士</u>及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。 また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p>
---	--

<p>い、</p> <p>⑤ その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>	<p>① その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>
--	--

## 巡回支援専門員整備事業【拡充】

関連資料2

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

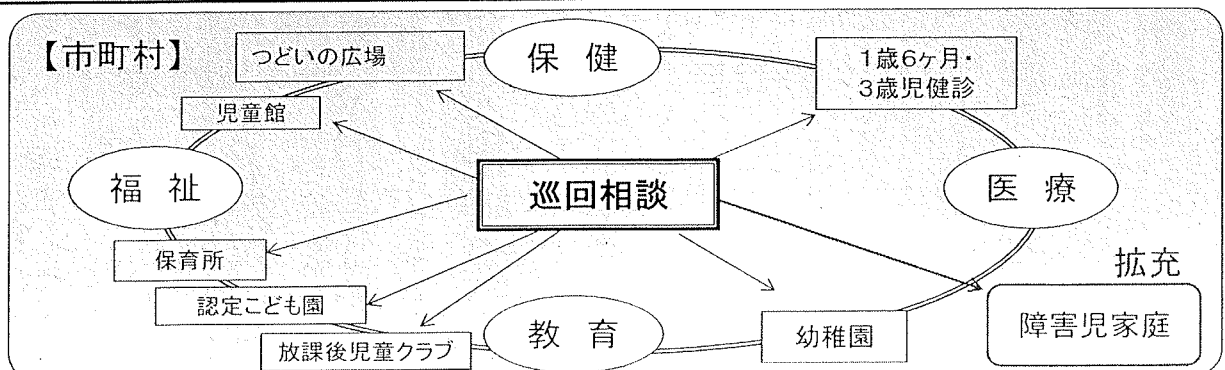
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



巡回支援専門員整備事業実施要綱 改正案について

○地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
別紙 1 「地域生活支援事業実施要綱」抜粋 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(6) 巡回支援専門員整備</p> <p>ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</p> <p>ウ 事業内容等</p> <p>(ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。</p>	<p>(6) 巡回支援専門員整備</p> <p>ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</p> <p>ウ 事業内容等</p> <p>(ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。</p>

<p>(イ) 実施方法</p> <p>a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>c 戸別訪問等 <u>b の取組みにおいて、助言等をした障害のある子ども及びその家庭等に対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問などを行い、継続的に支援を行う。</u> <u>なお、より困難な事例を担当することが見込まれるため、専門員は障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者等が望ましい。</u></p> <p>d 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の</p>	<p>(イ) 実施方法</p> <p>a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>c 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の</p>
---	--



専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

c. 専門性の確保

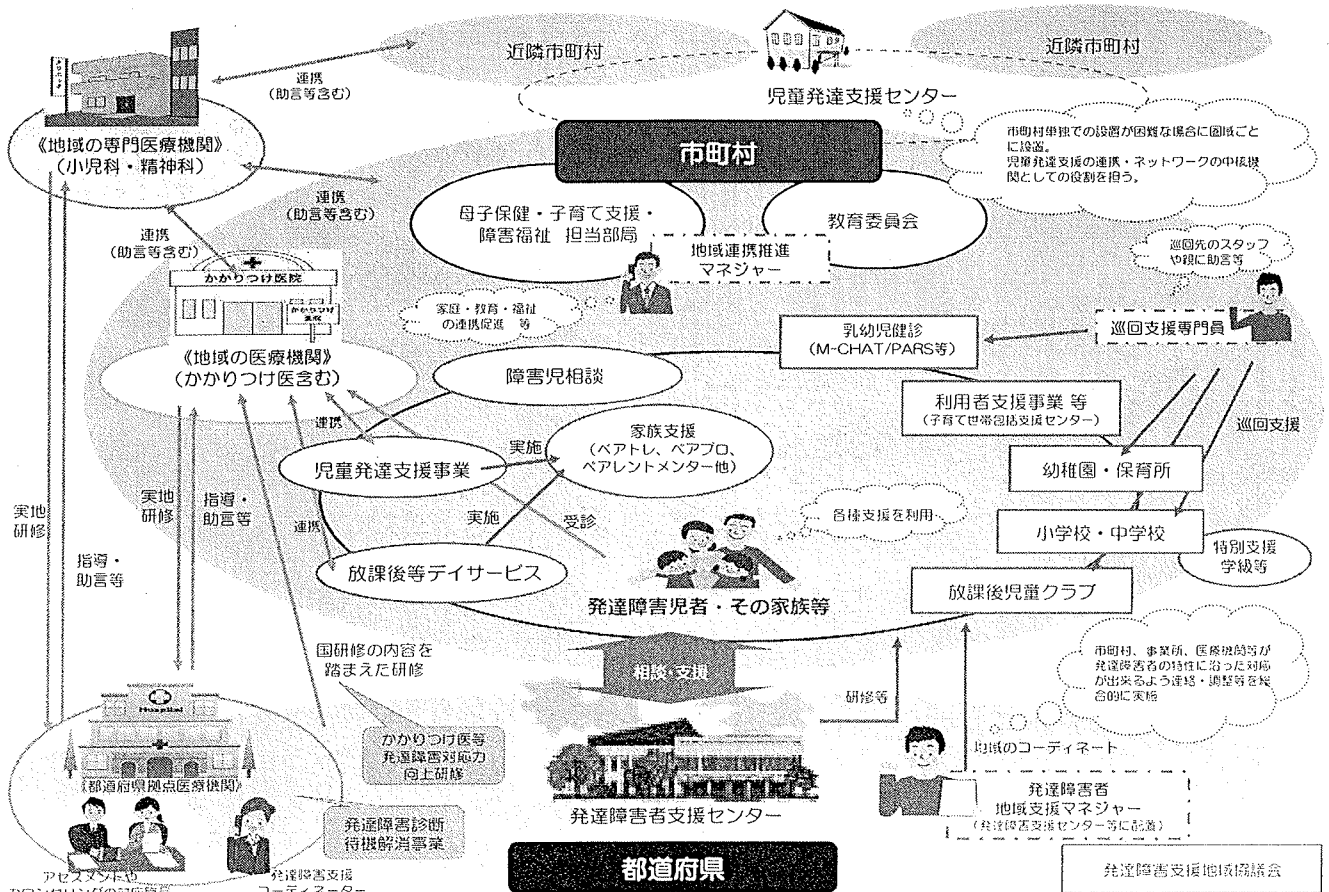
専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

d. 専門性の確保

専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

**発達障害児とその家族等を支える地域支援体制のイメージ（市町村）** 関連資料3



# 世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

関連資料4

## 【国連における採択】

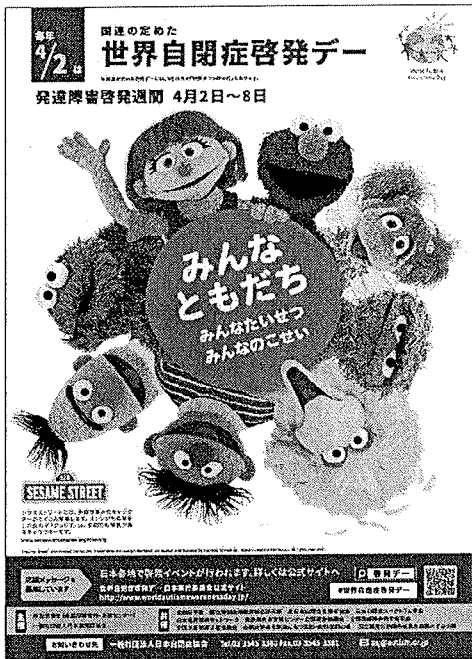
○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

### 決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

## <啓発ポスター>



## <オフィシャルHP>



# 世界自閉症啓発デー

日本実行委員会公式サイト

毎年4月2日は、国連の定めた世界自閉症啓発デー

毎年4/2～4/8は、発達障害啓発週間

メニュー

- ▶ トップページ
- ▶ 「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶ イベント2018
- ▶ 知ってほしいこと
- ▶ 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶ 有品類
- ▶ 発達地図2018
- ▶ 日本実行委員会2018について
- ▶ アンケート
- ▶ 応援メッセージ
- ▶ シュリアアチャムデーマソング



「江戸風に吹かれてあじさいを見に行こう」  
この絵は、増岡理規さんの作品です。

応援メッセージの募集